

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルスワクチン接種について》

市では、高齢者の中でも感染時の重症化リスクの高いと考えられる91歳以上の方からワクチン接種を行っています。4月21日には総合体育館を会場に325人、4月22日には大迫交流活性化センターを会場に65人に対して1回目のワクチン接種を行いました。今後は91歳以上の方のワクチン接種を優先しながら、ワクチン供給の状況を見て75歳以上の方へのワクチン接種について、地区毎に「**集団接種会場日程等のご案内**」を送付し予約を受け付けていく予定です。

【ワクチン接種の状況】 1回目：白色 2回目：緑色

日付	会場（対象地区）	接種者数	2回目予定
4月21日（水）	花巻市総合体育館	91歳以上：325人（確定）	5月12日（水）
4月22日（木）	大迫交流活性化センター	91歳以上：65人（確定）	5月13日（木）
5月6日（木）	石鳥谷生涯学習会館	91歳以上：155人（予定）	5月27日（木）
	東和コミュニティセンター	91歳以上：100人（予定）	
5月8日（土）	まなび学園	91歳以上：330人（予定）	5月29日（土）
5月12日（水）	大迫交流活性化センター （大迫、亀ヶ森第1～3）	75歳以上（91歳以上優先） ：450人程度（予定）	6月2日（水）
	花巻市総合体育館 （4/21分の2回目）	91歳以上：325人（予定）	
5月13日（木）	花巻市総合体育館 （松園1区～5区）	75歳以上（91歳以上優先） ：450人程度（予定）	6月3日（木）
	大迫交流活性化センター （4/22分の2回目）	91歳以上：65人（予定）	
5月15日（土）	石鳥谷生涯学習会館 （石鳥谷第1～6、15、16）	75歳以上（91歳以上優先） ：450人程度	6月5日（土）
	東和コミュニティセンター （小山田第1～4、土沢第1～4）	75歳以上（91歳以上優先） ：450人程度	6月5日（土）
5月19日（水）	花巻市総合体育館	75歳以上（91歳以上優先） ：400人程度	6月9日（水）
5月20日（木）	まなび学園	75歳以上（91歳以上優先） ：400人程度	6月10日（木）
5月22日（土）	まなび学園	75歳以上（91歳以上優先） ：450人程度	6月12日（土）
5月26日（水）	花巻市総合体育館	75歳以上（91歳以上優先） ：600人程度	6月16日（水）
5月27日（木）	石鳥谷生涯学習会館 （5/6分の2回目）	91歳以上：155人（予定）	
	東和コミュニティセンター （5/6分の2回目）	91歳以上：100人（予定）	
5月29日（土）	まなび学園（5/8分の2回目）	91歳以上：330人（予定）	

【消防職員へのワクチン接種】

- ・消防職員（137名）全員が医療従事者等としてワクチン接種を実施（接種場所：総合花巻病院）
1回目：4月20日、21日、23日に分けて接種済み
2回目：5月11日、12日、14日に分けて接種予定

【ワクチン供給の状況及び今後の予定】

- ・4月12日の週に1箱（975人×1回分）供給済み。4月26日の週に事前に予定されていた1箱（975人×1回分）に加え、4月26日から5月9日までの間に追加で4箱（1,950人×2回）が供給予定。さらに、5月10日から23日までの間に13箱（7,605人×2回）が供給される予定。

※累計10,530人×2回分

- 供給済・供給予定のワクチンの内、4,625人分については接種日が決定済み（資料1P表）ですが、残りの5,905人分については5月から6月にかけて接種を行えるよう接種計画を策定中です。
- ・65歳以上の高齢者に対するワクチン接種を迅速に完了できるよう、医師会等と協議のうえ接種計画を策定します。
- ・施設へ入所されている方への接種は、ワクチンの供給状況を見ながら、施設従事者への同時接種も含めて5月中に入れるよう準備を進めております。
- ・岩手県がワクチン接種の日程調整を行っている市内医療従事者へのワクチン接種については、5月中に完了する見込みとのことです。

担当：新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室：41-3605

《新型コロナウイルスPCR検査助成制度の創設について》

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定の要件を満たす方に対しPCR検査費用の助成を行います。制度の概要は下記のとおりを想定しておりますが、ゴールデンウィーク明けの実施を目途に詳細について医師会等と協議を進めています。

【対象者】

市内医療機関で新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受ける方で下記のいずれかに該当する方

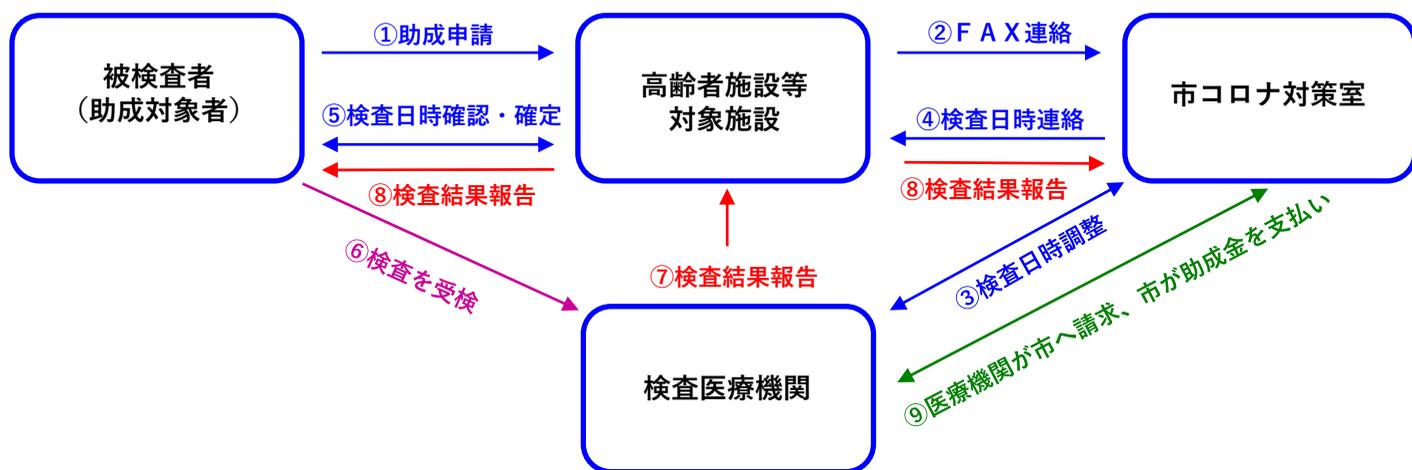
- ・入所型の市内高齢者施設、障がい者・障がい児施設、生活保護者の救護施設に入所される方、又は、同施設等に新たに就業・復職される方
- ・市内の保育園や幼稚園、認定こども園等の教育保育施設に新たに就業・復職される方
- ・市外から市内小中学校に転入する方及びその同居家族
- ・市外から転入し保育園や幼稚園を新たに利用する児童の同居家族

【助成額】

1人当たり2万5千円（原則1人1回分のみ助成）

【申請及び検査方法等】

- ・助成の対象となる方は、対象施設（高齢者・障がい児・救護・教育保育施設）に申請し、対象施設と検査日時を決定するだけで、検査を受検できます
- ・助成の対象となる方の検査費用の負担は、無し



担当：新型コロナウイルス感染症対策本部：29-5275

◆「Pay Payを活用したポイント還元キャンペーン」の実績について（商工労政課：41-3534）

市では、令和2年12月1日から令和3年3月31日までの4か月間、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内飲食店や小売店などの事業継続を応援するため、市内対象店舗でQRコード決済サービス「Pay Pay」で決済した場合、支払額の最大20%のPay Payボーナス（ポイント）を還元するキャンペーンを実施しました。

【対象店舗等】 1,075店舗

【キャンペーン実績】

▶第1弾キャンペーン（令和2年8月1日～令和2年9月30日）

決済回数：70,234回

決済金額：2億7,977万

（1日あたりの平均決済金額：4,586,393円）

還元額：4,565万

▶第2弾キャンペーン（令和2年12月1日～令和3年3月31日）

決済回数：227,939回

決済金額：11億6,222万円

（1日あたりの平均決済金額：9,605,123円）

還元額：1億9,870万円

【令和3年度の実施について】

令和3年8月以降に第3弾キャンペーンを実施することで現在検討しています。

◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の期間を延長します（観光課：41-3542）

市では、市内温泉宿泊施設等を支援するため、令和2年6月から実施しております温泉宿泊施設等利用促進事業について、一部助成額を変更して令和3年5月31日（月）まで期間を延長して実施します。

【対象】 花巻市民及び岩手県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方
団体利用の際は、8人程度までを目安

【期間】 令和3年5月31日（月）まで

【助成額】

①日帰り入浴（1食付）助成

・温泉宿泊施設等の2,000円以上のプラン（消費税込み、入湯税別）について、利用者一人当たり**1,000円**を助成

②宿泊助成

助成期間	助成額（一人当たり）
5月9日まで	料金プランに応じて2,000円～4,000円を助成
5月10日～31日	一律 2,000円 を助成

※4,000円未満（消費税込み、入湯税別）の宿泊プランは対象外

【その他】

・岩手県が実施する「いわて旅応援プロジェクト」との併用が可能（利用する施設への宿泊予約時に併用の可否について確認する必要があります。）

〈参考〉

岩手県が実施する「いわて旅応援プロジェクト」について

【対象】 岩手県居住者で岩手県内での宿泊又は日帰り旅行した方（5月31日宿泊分まで対象）

【助成額】 ▶宿泊助成及び日帰り助成

利用する施設の宿泊・利用代金から他の助成制度の助成額を差し引いた額を対象として、最大**5,000円**を助成。
なお、他の助成制度の額を差し引いた額を対象とすることから「いわて旅応援プロジェクト」のみを利用する場合と比して、他の助成制度と併用する場合の「いわて旅応援プロジェクト」の助成額が少ない額になる場合があります。

▶いわて応援クーポン（2,000円分のお買い物券）：上記助成対象者に下記のとおり配布、使用期間6月1日まで

・宿泊の場合、1人1泊当たり2,000円（7泊が限度）

・日帰りの場合、1人当たり2,000円

いわて旅応援
プロジェクト
と併用できます。
ご利用の際は
直接予約で！

花巻市温泉宿泊施設等 利用促進事業**継続**

(5/10～5/31利用分)のお知らせ

花巻市民及び岩手県民、県民のグループまたは県内事業所に勤務する方を対象として、市内温泉宿泊施設等(裏面参照)を利用した際の料金の一部を助成します。

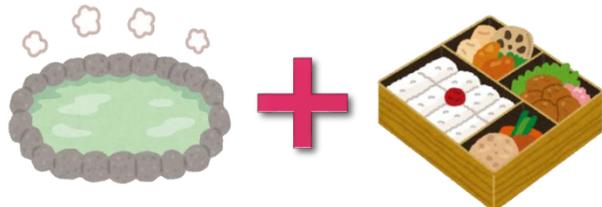
※ご家族以外の団体の利用も可能です(目安8名程度まで)。

※団体の中に県民以外・県内事業所に勤務する方以外が含まれる場合は、その分を除き助成いたします。

※発熱や風邪の症状がある方は利用をご遠慮願います。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

日帰り入浴支援(1食付き)

ひとりあたり2,000円以上(※)
のプラン料金について
1,000円分を市が助成します。



※消費税込み、入湯税別の料金です。

宿泊支援(素泊まり可)

【注意】5月10日利用分から助成額が変更になります。
ひとりあたり4,000円以上(※)
のプラン料金について
2,000円分を市が助成します。



※消費税込み、入湯税別の料金です。
※4,000円未満のプランは対象外です。

家族・グループ利用の例

利用区分

補助対象

県民の家族利用

県民のみ

対象

県民 + 県民以外

県民のみ対象

県民グループ

県民のみ

対象

県民 + 県民以外

県民のみ対象

県内事業所に勤務する
方々のグループ

県内事業所に勤務する方々のみ

対象

県内事業所に勤務する方々 +
県民または県民以外

県内事業所に勤務する方々(県民以外も含む)及び県民が対象

グループでのご利用目安は
8名程度
まで！

ご利用の際は助成(値引き)後の金額をお支払いください(利用実績を元に施設と市が後日精算手続きを行います)。

- まずは裏面の参加施設一覧をご覧の上、お電話等でこの事業を使うこととお話しし、ご予約ください。
- 特に、岩手県が実施する「いわて旅応援プロジェクト」と併用するときは、お電話や施設の公式HPから**宿泊施設に直接予約を行うか、必ず事前に宿泊施設にご確認ください**。宿泊施設公式予約サイト以外のインターネット予約サイトなどで予約を行うと、当市助成や他の助成を利用できなくなる場合があります。
- 利用当日に各施設にて申込書をご記入いただけます。
- 当日は運転免許証や社員証等の**本人確認ができる書類をお持ちください**(グループの場合は代表者の方のみ)。

※各種キャンペーンなどとの併用が可能です。それぞれの利用方法をよくご確認ください、宿泊施設にご確認の上ご利用ください。

【注意事項】

- 施設の運営状況により、やむを得ず休業する場合があります。ご利用の際はお電話等で確認・予約ください。
- 市では、県内の感染拡大状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、利用者から予約キャンセルの申し出をされた宿泊事業者などは、キャンセル料を徴収しないことになっています。
- 継続後の事業期間は令和3年5月31日までを予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況により事業期間または利用対象者の方などを変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご利用の際は、裏面の各施設の連絡先にご連絡ください。

【事業に関するお問合せ】花巻市商工観光部観光課 0198-41-3542

事業にご参加いただける温泉宿泊施設等 一覧（令和3年4月22日時点の情報です。）

施設名	住所	連絡先	日帰りプラン	宿泊プラン	備考
1花巻温泉 佳松園	湯本1-125-2	37-2111	○	○	
2花巻温泉 ホテル花巻	湯本1-125	37-2111	○	○	
3花巻温泉 ホテル紅葉館	湯本1-125	37-2111	○	○	
4花巻温泉 ホテル千秋閣	湯本1-125	37-2111	○	○	
5割烹旅館 廣美亭	湯本1-88-1	27-2216	—	○	
6台温泉 中嶋旅館	台1-190	27-2021	○	○	
7台温泉 旅館かねがや	台1-186	27-2344	○	○	
8台温泉 松田屋旅館	台2-20	27-2356	—	○	
9台温泉 ホテル三右工門	台2-45	27-4511	—	○	
10台温泉 やまゆりの宿	台2-57-9	27-2055	—	○	
11台温泉 観光荘	台1-166-1	27-2244	○	○	
12台温泉 滝の湯旅館	台1-161	27-2454	—	○	
13台温泉 そめや旅館	台2-62	27-2809	—	○	
14台温泉 福寿館	台2-9-1	27-2544	—	○	
15台温泉 吉野屋旅館	台2-57-1	27-2744	—	○	
16台温泉 はな 台の湯	台2-64	27-2561	—	○	R3.4.27～
17金矢温泉 ホテル銀河パークはなまき	金矢5-251-1	27-2811	○	○	
18松倉温泉 悠の湯 風の季	湯口字松原36-3	38-1125	○	○	
19志戸平温泉 湯の杜 ホテル志戸平	湯口字志戸平27-1	25-2011	○	○	
20志戸平温泉 源泉志だて	湯口字志戸平11-2	25-3939	—	○	
21大沢温泉 山水閣	湯口字大沢181	25-2021	○	○	
22渡り温泉 ホテルさつき	湯口字佐野21-8	25-2110	○	○	
23山の神温泉 優香苑	下シ沢中野53-1	29-4126	○	○	
24山の神温泉 別荘 清流館	下シ沢中野53-1	29-4126	—	○	
25鉛温泉 藤三旅館（旅館部）	鉛字中平75-1	25-2311	○	○	
26鉛温泉 藤三旅館湯治部	鉛字中平75-1	25-2901	○	○	
27鉛温泉 心の刻 十三月	鉛字中平75-1	29-6222	—	○	
28新鉛温泉 結びの宿 愛隣館	鉛字西鉛23	25-2619	○	○	
29花巻北温泉 ぎんがの湯	石鳥谷町松林寺3-81-10	45-6789	○	—	
30花巻北温泉 健考館	石鳥谷町松林寺3-81-13	46-1212	○	○	
31花と緑と安らぎの湯 東和温泉	東和町安俵6区135	42-4311	○	—	
32ホテルフォルクロー口花巻東和	東和町安俵6区134	42-1011	—	○	
33 JAIいわて花巻 高齢者健康管理福祉センター グリーンホーム落合	櫛ノ目4-99-1	27-3390	○	—	
34ホテルベルンドルフ	大迫町大迫11-34-6	48-4200	○	○	
35ビジネスホテル通天閣	吹張町3-9	24-6681	—	○	
36かほる旅館	大通り1丁目10-29	23-4523	—	○	
37ホテルグランシェール花巻	大通り1丁目6-7	22-7777	—	○	



!!今一度気持ち新たに徹底を!!

ご利用の際は各施設の指示に従い、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

◆中小企業経営支援金について（商工労政課：41-3534）

市では、令和2年度に市が独自に支援を行った飲食店、温泉宿泊業、タクシー、貸切バス、運転代行業などの事業者以外の事業者を支援するため、岩手県が令和3年度から行う「地域企業経営支援金」に上乘せして、花巻商工会議所を通じて下記のとおり市独自の支援金を給付します。

【事業主体】 花巻商工会議所

【対象】 下記の全てを満たす事業者

- ①花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など、県「地域企業経営支援金」の対象業種を営む事業者
- ②令和2年度に市が行った以下の補助金等をいずれも受給していない事業者
 - ・花巻商工会議所飲食店等経営支援事業支援金
 - ・花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業補助金
 - ・花巻市貸切バス事業者事業持続支援金
 - ・花巻市公共交通事業者緊急対策支援金

【売上要件】 下記のいずれかに該当する事業者

- (1)令和2年11月から令和3年3月までの間の**いずれか1か月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している事業者**
- (2)令和2年11月から令和3年3月までの間の**いずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している事業者**

※前年の売上が存在しない者にあつては、比較月の直近までのいずれか1月の売上若しくはいずれかの連続する3か月の売上の合計で算定します

【支援金額】 1店舗につき30万円

【申請等】 申請期間：令和3年4月12日（月）から令和3年5月14日（金）まで（土日除く）

※申請多数により申請期間を4月28日から延長しました

受付時間：午前9時から午後4時（事前予約必須）

電話番号：0198-23-3381（花巻商工会議所）

受付場所：なはんプラザ 3階 ギャラリー

※申請書類の作成方法などの相談も可能です

※上記期間以降は6月30日まで花巻商工会議所本所または支所で申請可能です。

予約が必要です。事前に花巻商工会議所本所または支所にご連絡ください。

〈参考〉

○岩手県による支援（地域企業経営支援金支給事業費補助金）

【対象】 県内に店舗を有する中小企業者であつて小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など次頁に掲載している対象業種を営む事業者

【要件】 花巻市と同様

【支援額】 令和2年11月から令和3年3月の間で、売上を比較する月を含む**任意の連続する3か月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額（1店舗につき最大40万円）※**

※複数店舗を経営する事業者にあつては法人200万円、個人事業主100万円が上限

○岩手県、花巻市の事業実績（4月23日時点）

岩手県分：申請件数256件、交付決定136件（交付決定額4,887万7千円）

花巻市分：申請件数111件、交付決定52件（交付決定額1,560万円）

◆花巻市中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）について（商工労政課：41-3539）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、令和2年度に引き続き市独自で令和3年度も実施します。

- 【対象業種】 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、サービス業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業などの中小企業者
- 【対象経費】 地代・家賃（共益費・管理費含む）
- 【要件】 令和3年4月から令和3年6月までの間の、いずれかひと月の売上が前年または前々年同月に比べ30%以上減少している中小企業者
※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上を直近の月の売上と比較することができます
- 【補助率】 月額賃料の1/2以内（1か月当たり上限10万円）
- 【対象期間】 令和3年4月から令和3年6月までの3か月間（上限10万円×3か月＝最大30万円を補助）
- 【申請受付】 受付期間：令和3年5月12日（水）～令和3年7月30日（金）
受付時間：午前9時～午後4時（完全予約制）
受付場所：本庁商工労政課及び各総合支所地域振興課
・本庁商工労政課（予約先 41-3539）
・大迫総合支所地域振興課（予約先 41-3122）
・石鳥谷総合支所地域振興課（予約先 41-3442）
・東和総合支所地域振興課（予約先 41-6514）
予約受付：令和3年5月10日（月）より電話にて受付開始

〈参考〉

令和2年度実績 507事業者、66,621千円

国では新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親、その他低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を行うこととしています。そのうち、ひとり親世帯への給付金の支給が始まります。

1. 対象者

(1) **児童扶養手当受給者**：令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方

(2) **公的年金等受給者**：公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※「公的年金」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

(3) **家計急変者**：令和3年4月分の児童扶養手当の支給は受けませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 給付額

児童一人あたり一律5万円

3. 申請手続・支給時期

▶**対象者（1）児童扶養手当受給者に該当する方：申請不要**

- ・支給対象となる方には、4月下旬に給付金のご案内を送付します。
- ・なお、受給を拒否される方は受給拒否の届出書の提出をお願いします。
- ・5月11日（火）に児童扶養手当受給口座に振込予定

▶**対象者（2）公的年金等受給者に該当する方、（3）家計急変者に該当する方：申請が必要**

- ・下記ア、イの方には令和3年5月中旬を目途に給付金のご案内（申請書等一式）の送付を予定しております。必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて提出をお願いします。

ア. 令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止の方

イ. ア以外で、令和2年度に実施した「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請者で対象の（1）に該当しない方

※上記ア、イ以外の方で、該当する可能性のある方は、地域福祉課児童家庭係にお問い合わせ願います。

※申請受付の開始時期は5月中旬を予定しております。また、申請書等の各種様式につきましては、ホームページへ掲載いたします。

- ・申請期限：令和4年2月28日まで
- ・申請内容の審査後、支給決定を行い順次、指定口座に振り込みます。

なお、ふたり親世帯などその他の子育て世帯への給付金の支給については、国が制度の詳細を検討中です。詳細が示され次第、改めてお知らせいたします。